

最高裁平成三〇年一二月一九日大法院判決についての二大論点

升 永 英 俊

はじめに

本稿は、平成三〇年一二月一九日最高裁判所大法院判決¹⁾(以下、平成三〇年大法院判決)について、I(統治論)及びII(「違憲無効」論)に限って、議論する。

I 統治論

平成三〇年大法院判決は、平成二八年改正法²⁾及び平成二九年改正法の立法措置を「考慮」して、憲法一四条等の人権論に基づいて平成二九年一〇月二二日施行の衆院選(小選挙区)(以下、本件選挙)を合憲とした。

本Iは、下記論点①〜⑥のとおり、本件選挙は、憲法五六条二項、一条、前文第一項第一文冒頭の「人口比例選挙の要求」に反する旨論するものである(統治論)(法学セミナー七七〇号(二〇一九年三月)四一七頁、同七七一号(同年四月)五二一―五九頁、同七七二号(同年五月)五八一―六七頁参照)。

論点①: 「主権」とは、「国の政治のあり方を最終的に決定する権力」である。

論点②: 「両議院の議事」を可決・否決することは、「主権」の内容たる、「国政のあり方を最終的に決定すること」に含まれる。

論点③: 「国民」が、「主権」を有する(憲法一条、前文第一項第一文)。

論点④: 従って、「主権」を有する国民が、「主権」の内容の一たる、両議院の議事を可決・否決する権力を有する。

論点⑤: 国民は、「主権」を有する者として、どういう手続で、「両議院の議事」の可決・否決を決する「主権」を行使するのか、以下、検討する。

1 国民は、「両議院の議事」につき、「正当に選挙された国会における代表者を通じて」(同前文第一項第一文冒頭)、「出席議員の過半数でこれを決す」(同五六条二項)という方法で、「主権」を行使する。

憲法前文第一項第一文冒頭(「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を

通じて行動し、この「行動」の概念は、【国民が、主権者として、「国会における代表者を通じて」、「主権」を行使すること】を含むと解される。

2 一方で、非人口比例選挙の場合は、(国民の半数未満から選出されたに過ぎない)『国会議員の過半数』の投票が、(国民の過半数から選出された)『国会議員の半数未満』の投票に優越して、「主権」の内容の一たる、各議院の議事の可決・否決を決定することを可能にするので、国民ではなく、国会議員が、「主権」(即ち、「国政のあり方を最終的に決定する権力」)を行使し得ることになる。

この非人口比例選挙の結果は、憲法一条(「主権の存する日本国民」)及び同前文第一項第一文(「主権が国民に存する」)の各明文に違反する。

他方で、人口比例選挙の場合は、同五六条二項に基づき、国民が、人口比例選挙で選出された国会議員を通じて、「出席議員の過半数で」、「両議院の議事」を決定する

という方法で、「主権」を行使する。これは、同一条(「主権の存する日本国民」)及び同前文第一項第一文(「主権が国民に存する」)の各明文に合致する。

人口比例選挙は、同前文第一項第一文冒頭の「正当」な「選挙」に該当し、「合憲」である。

論点⑥: 憲法五六条二項、一条、前文第一項第一文冒頭は、人口比例選挙を要求する旨の議論は、代表民主制と矛盾するのではないかと議論がある。

しかし、この議論は、代表民主制には、①人口比例選挙に基づく代表民主制と②非人口比例選挙に基づく代表民主制が在することを見落とすものである。現に、米連邦の全 States (但し、フロリダ State⁶⁾、ペンシルバニア State⁷⁾、ニューメキシコ State⁸⁾を含む)では、米連邦下院議員選挙につき、人口比例選挙に基づく代表民主制が実施されている。

II 「違憲無効」論

最大判平25・11・20(以下、平成二五年大法院判決(衆)⁹⁾)及び、最大判平27・11・25(以下、平成二七年大法院判決(衆)¹⁰⁾)は、ともに、

①段階で、「投票価値の較差が憲法の平等の要求に反する状態に至ったか否か」を判断し、

②段階で、「上記の状態に至っている場合に、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとして定数配分規

定又は区割規定が憲法の規定に違反するに至ったか否か」を判断し、

③段階で、「憲法に違反するに至っていない場合に、違憲違法の宣言にとどめるか選挙を違憲無効と判決するか否か」を判断する、という投票価値の較差についての三段階の判断枠組みを採用している。

平成三〇年大法院判決(衆)は、本件選挙を、留保を付して、「合憲」と判断した。しかし、本件選挙は、同三段階の判断枠組みに従えば、①段階で、「違憲状態」と最終的に判断されるものである。

同三段階の判断枠組みに従って、「違憲状態」と最終的に判断されるべき本件選挙は、憲法九八条一項の「その条規に反する法律、……国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」の明文に従って、「違憲無効」と判決されるべきである。

①段階の審査で投票価値の較差が憲法の平等の要求に反すると判断された以上、当該選挙は憲法九八条一項により無効とすべきで、②段階の審査を行って合憲とするようなことは同項に反し許されないのである。

また、③段階の審査は、選挙を無効とした場合に社会的な混乱を生ずることを防ぐようとするものである。

そこで、本件選挙が「違憲無効」とされた場合に、社会的な混乱が生じないか否か、以下、検討する。

1 衆院選(小選挙区)の衆院議員が「違憲無効」判決によりその地位を失って

も、衆院は、比例代表制で選挙された衆院議員が、その地位を有効に維持し続けるので、国会活動を有効に行い得る。

よって、選挙「違憲無効」判決の言渡しにより、社会的混乱は生じない。

2 本件選挙についての「違憲無効」判決は、本件選挙を「将来に向かって形成的に無効」とする(昭五一年大法院判決(衆))。よって、(本件選挙で当選した議員(衆))が、当該「違憲無効」判決言渡し時以前に、国会で投票して成立した)各法律は、「違憲無効」判決によつても、尚有効であり、かつ本件選挙で当選した議員である内閣総理大臣の地位も、当該「違憲無効」判決により、「将来に向かって形成的に無効」となるにすぎず、当該「違憲無効」判決言渡し時以前に行われた内閣総理大臣の行政行為は、「違憲無効」判決によつても、尚有効である。

よって、選挙「違憲無効」判決の言渡しにより、社会的混乱は生じない。

3 本件選挙では、全二八九の各小選挙区に住所を有する各選挙人が、本件選挙無効訴訟の原告であるため、本件選挙の「違憲無効」判決の効力は、全二八九小選挙区の各選挙に及び、全二八九小選挙区の各選挙は、全て「違憲無効」と解される。

従って、全二八九小選挙区中に、選挙無効の小選挙区と選挙有効の小選挙区が混在するという社会的混乱は生じない。

4 「違憲無効」判決の言渡しにより、

選挙が無効とされ、内閣総理大臣が地位を失った場合、社会的混乱が生じないか、以下検討する。

憲法七〇及び七一条は、何らかの事由により、内閣総理大臣が地位を失う場合があり得ることを予定した規定である。憲法七〇及び七一条が存在するので、社会的混乱は生じない。

5(1) 前記1~4で議論したとおり、本件選挙が「違憲無効」判決により無効とされた場合でも、社会的混乱が生じないので、本件選挙を、「合憲」と判決すべきか、「違憲無効」と判決すべきかは、憲法の明文に従って、本件選挙の効力を国民の利益を尊重するか、又は国会議員の既得の利益を尊重するかによって、決めればよいことになる。

結論を言えば、主権を有する国民の利益が、主権を有しない国会議員の既得の利益に対して優越するので、「主権」を有する国民の利益を尊重して、本件選挙は、同九八条一項に従い、「違憲無効」と判決されるべきである。

憲法規範」が存在するからである。

即ち、「国政は、国民の厳肅な信託によるものであって……その福祉は国民がこれを享受する」国民は、国政の委託者兼受益者であり、国会議員は、国政の委託者である。委託者兼受益者の利益と委託者の利益が対立する場合は、委託者兼受益者の利益が、受託者の利益に優越する。

(2) 平成三〇年大法院判決(衆)は、投票日以降、選挙が憲法の投票価値の平等の要求に合致する日迄の間、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態の選挙により当選した、国会活動を行う正統性を欠く国会議員が、国会の決議で、立法を行いかつ内閣総理大臣を指名するという、憲法の予定しない、「違憲状態」の国家権力の行使」を容認し、(①「違憲状態」の国会の議決で成立した法律の法的拘束力の対象となり、かつ②「違憲状態」の国会の決議で指名された「内閣総理大臣」の行政行為の対象となる)「主権」を有する国民の筆舌に尽くし難い、不利益を容認するものであって、憲法前文第一項第二文及び一条の各明文が示す、「主権を有する日本国民」の利益が、主権を有しないもの(則ち、例えば、「主権」を有する国民の「国会における代表者」にすぎない国会議員)の既得の利益に優越するという、憲法規範」に反するものである。

6 平成二六年大法院判決(参)は、平成二五年実施の参院選(選挙区)を「違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態」

選挙が無効とされ、内閣総理大臣が地位を失った場合、社会的混乱が生じないか、以下検討する。

憲法七〇及び七一条は、何らかの事由により、内閣総理大臣が地位を失う場合があり得ることを予定した規定である。憲法七〇及び七一条が存在するので、社会的混乱は生じない。

5(1) 前記1~4で議論したとおり、本件選挙が「違憲無効」判決により無効とされた場合でも、社会的混乱が生じないので、本件選挙を、「合憲」と判決すべきか、「違憲無効」と判決すべきかは、憲法の明文に従って、本件選挙の効力を国民の利益を尊重するか、又は国会議員の既得の利益を尊重するかによって、決めればよいことになる。

結論を言えば、主権を有する国民の利益が、主権を有しない国会議員の既得の利益に対して優越するので、「主権」を有する国民の利益を尊重して、本件選挙は、同九八条一項に従い、「違憲無効」と判決されるべきである。

